

## 利用上の留意点

- 1 この産業連関表は、『平成12年広島県産業連関表作成基本要綱』に基づき、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の10省庁で構成する産業連関部局長会議編『平成12年産業連関表作成基本要綱』等を参考として推計したものである。
- 2 部門分類には、事業所・企業を単位とする「産業分類」と商品単位とする「商品分類」などがあるが、産業連関表では、「商品分類」に近いアクティビティ・ベース(生産活動単位)を採用しており、同一事業所内であっても二つ以上の活動が行われている場合には、それぞれ異なった部門に分類している。
- 3 消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含む、いわゆる「グロス表示」である。
- 4 統計表の記号は、次のとおりである。  
「0」、「0.0」 単位未満  
「-」、「-」 負 数(マイナス)
- 5 統計諸表のなかには、四捨五入の関係で総数(合計)と一致しない場合がある。

この統計表に関するお問い合わせは、次のところをお願いします。

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県地域振興部管理総室統計管理室 統計分析グループ  
電話(082)228 - 2111(代表)  
(082)513 - 2526(ダイヤルイン) FAX(082)211-3575

なお、紙及び電子媒体での計数提供を、広島県統計協会より有償で行っていますので御活用ください。  
(広島県統計協会 Tel(082)221-2502)